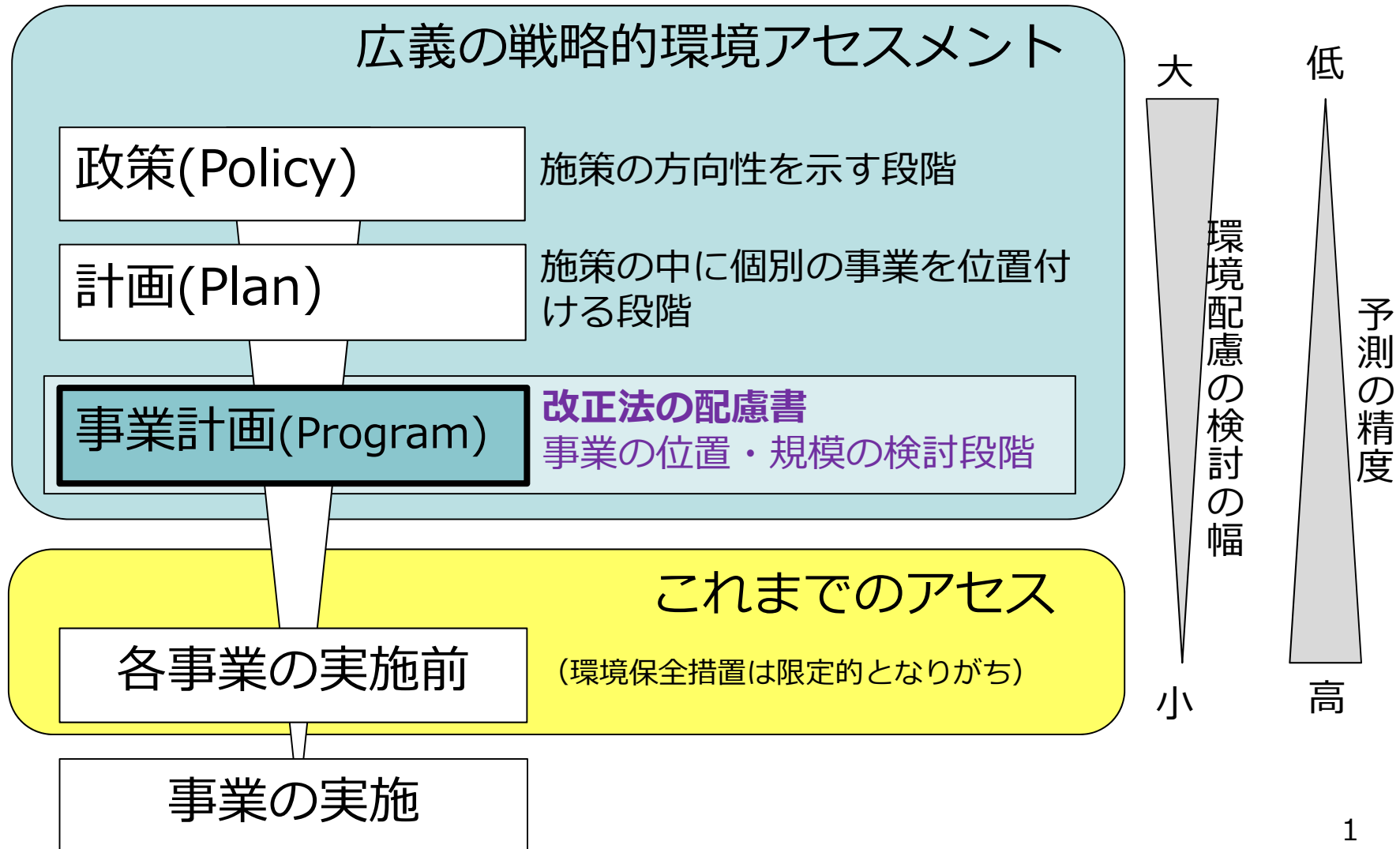


戦略的環境アセスメントと配慮書手続



法配慮書手続の内容

● 事業の位置・規模の検討段階で行う手続

- 事業計画の決定前に行うものであり、戦略的環境アセスメントの範疇。
※ 欧米では、事業アセス（これまでのアセス）の一部と位置付けられている場合あり
- 政策・計画レベルでの環境アセスは、今後の課題とされた。

● 原則として複数案を環境要素ごとに比較検討するもの

- より良い案を選択することで、環境影響の「回避」を期待。
（これまでのアセスでは、「代償措置」が行われることが多かった。）
- 調査は、原則既存資料によるものとし、必要に応じ専門家への意見聴取、現地調査を検討
（計画の諸元が決定していないため、詳細な調査・予測は不要。）
- 配慮書手続での検討事項は、引き続き実施するこれまでのアセスにおける評価項目や調査・予測手法の重点化・効率化に活用。
（事業アセスの質の向上に役立てる。）

これまでのアセスと配慮書手続の比較

	これまでのアセス (法・条例 事業アセス)	配慮書手続	
		法	条例改正案の骨子
複数案の設定 事業の位置・規模、 施設の配置、構造等	設定義務なし	原則必要	
ゼロオプションの設定 (対象事業を実施しない案)	設定義務なし	現実的な場合に設定 (努力義務)	
住民の意見	2回 (方法書・準備書)	0～1回 事業者あてに提出 (事業者の努力義務)	1回 知事あてに提出
地域の現況の調査方法	原則 通年実地に測定	原則 既存資料を収集、整理	
環境影響の予測・評価	予測計算、実験等による予測	複数案を環境項目ごとに比較・検討	
環境保全対策の検討	明らかとなった環境影響に対 する保全対策を策定し、実施	より環境に配慮した事業の位置等の決定 (引き続き行う事業アセスに結果を活用)	
期間・コスト	長期・高コスト	短期・低コスト	